

# 「のと里山空港ウイング・ネットワーク」要綱

## 1 目的

この要綱は、のと里山空港利用促進同盟会(以下「同盟会」という。)が、能登一羽田便に搭乗する「のと里山空港ウイング・ネットワーク個人会員及び法人会員」に対し、能登羽田便利用旅行助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより能登羽田便の利用促進を図ることを目的とする。

## 2 会員組織

- (1) 本会の組織は、会の主旨及び目的に賛同する個人または法人であって、会が定める会費を納める者(以下「会員」という。)をもって構成する。
- (2) 会員の会費は、個人は年間1,000円、(但し、保護者が会員の場合中学生以下は無料)、法人は年間10,000円とする。
- (3) 会員は原則として、会費を納めた日から1年間会員資格を得ることとする。
- (4) 会費は同盟会事務局での支払いまたは所定の金融機関から振込によるものとする。
- (5) 一旦納入された会費については、返還しないものとする。

## 3 会員証の交付

- (1) 会費の納入があった場合には、有効期限を記した会員証を交付するものとする。
- (2) 会員証の有効期限は、原則として会費を納めた日から1年間とする。

## 4 助成金制度

- (1) 会員は能登羽田便を利用した場合、(2)の助成金制度を利用することができる。各種助成金制度の利用条件は各々の要綱で定めるものとする。但し、法人会員は(2)の①のみ適用する。
- (2) 同盟会にある助成金は以下の3種類とする。
  - ① のと里山空港グループ旅行助成金
  - ② のと里山空港ハッピーバースデー旅行助成金
  - ③ のと里山空港ファミリー旅行助成金

## 5 会の運営

- (1) 会の事務局は、のと里山空港利用促進同盟会内に置く。
- (2) 会の運営に要する経費は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。
- (3) 会の会計はのと里山空港利用促進同盟会において処理することとし、同会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、会の運営について必要な事項はのと里山空港利用促進同盟会会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成13年6月6日から施行する。  
この要綱は、平成17年7月1日から施行する。  
この要綱は、平成21年7月1日から施行する。  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年6月26日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年5月1日から施行する。  
この要綱は、令和6年7月20日から施行する。

付記

- (1) 設立日 平成13年6月6日
- (2) 住 所 石川県輪島市三井町洲衛10-11-1 能登空港ターミナルビル1階  
のと里山空港利用促進同盟会内
- (3) 代表者 のと里山空港利用促進同盟会会長 坂口 茂